

第 118 期 決 算 公 告

平成 23 年 6 月 30 日

徳島県徳島市富田浜一丁目 16 番地

株式会社 徳島銀行

取締役頭取 吉 岡 宏 美

第 118 期末 (平成 23 年 3 月 31 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 預 け	金	62,287	預 金	金	1,137,480
現 預 け	金	11,897	当 座 預 金	金	27,496
預 金	金	50,389	普 通 預 金	金	362,006
商 品 有 価 証 券	金	105	貯 蓄 預 金	金	23,830
商 品 国 債 債 権	金	84	通 知 預 金	金	2,220
商 品 地 方 債 権	金	20	定 期 預 金	金	683,002
金 銭 の 信 託 券	金	8,751	定 期 積 金	金	5,950
有 価 証 券	金	282,282	そ の 他 の 預 金	金	32,974
国 債 債 権	金	116,914	譲 渡 性 預 金	金	29,395
地 方 債 権	金	11,686	借 入 金	金	10,254
社 債 債 権	金	62,424	借 入 金	金	10,254
株 式	金	22,068	外 国 為 替	金	74
そ の 他 の 証 券	金	69,188	売 渡 外 国 為 替	金	74
貸 出 金	金	878,057	未 払 外 国 為 替	金	0
割 引 手 貸 形 付 付 付 越 替	金	10,140	そ の 他 負 債	金	7,020
手 形 貸 付 付 付 越 替	金	125,013	未 払 法 人 税 等	金	69
証 書 貸 付 付 越 替	金	669,447	未 払 費 用	金	2,456
当 座 貸 付 付 越 替	金	73,456	前 受 収 益	金	989
外 国 為 替	金	1,678	給 付 補 て ん 備	金	7
外 国 他 店 預 け	金	917	金 融 派 生 商 品	金	620
外 買 入 外 国 為 替	金	165	リ ー ス 債 務	金	2
取 立 外 国 為 替	金	595	資 産 除 去 債 務	金	35
そ の 他 資 産	金	5,134	そ の 他 の 負 債	金	2,840
未 収 収 益	金	1,318	役 員 賞 与 引 当 金	金	22
金 融 派 生 商 品	金	534	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	金	432
そ の 他 の 資 産	金	3,280	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	金	117
有 形 固 定 資 産	金	13,266	偶 発 損 失 引 当 金	金	94
建 物	金	4,262	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	金	1,243
土 地	金	8,355	支 払 承 諾	金	5,265
リ ー ス 資 産	金	2	負 債 の 部 合 計	金	1,191,401
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	金	645	(純資産の部)		
無 形 固 定 資 産	金	64	資 本 金	金	11,036
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	金	64	資 本 剰 余 金	金	9,514
繰 延 税 金 資 産	金	10,940	資 本 準 備 金	金	9,514
支 払 承 諾 見 返 金	金	5,265	利 益 剰 余 金	金	38,991
貸 倒 引 当 金	金	△16,130	利 益 準 備 金	金	2,280
			そ の 他 利 益 剰 余 金	金	36,710
			別 途 積 立 金	金	34,638
			繰 越 利 益 剰 余 金	金	2,072
			株 主 資 本 合 計	金	59,541
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金	△539
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	金	△1
			土 地 再 評 価 差 額 金	金	1,299
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	金	759
			純 資 産 の 部 合 計	金	60,301
資 産 の 部 合 計	金	1,251,702	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	金	1,251,702

第 118 期 (平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	25,682
資 金	運 用 収 益	23,049
貸 出	金 利 息 配 当	19,641
有 価 証 券	一 口 一 ン 利 息	3,283
コ ー ル	金 利	87
預 け	の 他 の 受 入 利 息	10
そ の 他	の 受 入 利 息	26
役 務	取 引 等 収 益	2,161
受 入	為 替 手 数 料	739
そ の 他	の 役 務 収 益	1,422
そ の 他	の 業 務 収 益	222
外 国	為 替 売 買 益	211
債 券	等 債 券 売 却 益	6
金 融	派 生 商 品 収 益	5
そ の 他	の 経 常 収 益	249
株 式	等 売 却 益	35
そ の 他	の 経 常 収 益	214
経常	費 用	23,388
資 金	調 達 費 用	1,851
預 渡	金 性 預 金 利 息	1,659
借 入	の 他 の 支 払 利 息	70
そ の 他	の 支 払 利 息	95
役 務	取 引 等 費 用	26
支 払	為 替 手 数 料	1,424
そ の 他	の 役 務 費 用	151
そ の 他	の 業 務 費 用	1,273
商 品	有 価 証 券 売 買 損	8
国 債	等 債 券 償 却	0
營 業	の 他 の 経 常 費 用	7
そ の 他	の 経 常 費 用	13,759
貸 倒	引 当 金 繰 入 額	6,344
貸 出	金 償 却	2,460
株 式	等 売 却 損	2,112
株 式	等 償 却	593
金 銭	の 信 託 運 用 損	805
そ の 他	の 経 常 費 用	231
経 常	利 益	140
特 別	利 益	2,293
固 定	資 産 処 分 益	513
償 却	債 権 取 立 益	0
特 別	損 失	513
固 定	資 産 処 分 損 失	24
減 損	損 失	103
資 産	除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	35
税 引	前 当 期 純 利 益	2,644
法 人 税	、 住 民 税 及 び 事 業 税	27
法 人 税	等 調 整 額	858
法 人 税	等 合 計	886
当 期	純 利 益	1,758

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

その他有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」が1,297百万円増加、「繰延税金資産」が524百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が772百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、10年国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されており、価格決定変数は10年国債の利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,361百万円であります。

- (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用 1,402 百万円は「その他の資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、税引前当期純利益は 35 百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(親会社株式を除く) 273 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,187 百万円、延滞債権額は 21,993 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 118 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,655 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 28,955 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,305 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 18,355 百万円
担保資産に対応する債務
借入金 7,000 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 27,759 百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 292 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、132,298 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 131,310 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第 2 条第 3 号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 3,001$ 百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 12,476 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 118 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,000 百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 5,559 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 781 円 49 銭

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機等の業務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

・リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	15 百万円	8 百万円	7 百万円
合計	15 百万円	8 百万円	7 百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1 年内	2 百万円
1 年超	5 百万円
合計	7 百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	14 百万円
減価償却費相当額	14 百万円
支払利息相当額	0 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

16. 親会社株式の金額 151 百万円
 17. 関係会社に対する金銭債権総額 2,305 百万円
 18. 関係会社に対する金銭債務総額 649 百万円
 19. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
 20. 単体自己資本比率（国内基準） 8.99%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	50 百万円
役員取引等に係る収益総額	1 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	— 百万円
その他の取引に係る収益総額	5 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	2 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	— 百万円
その他の取引に係る費用総額	445 百万円

2. 当事業年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 103 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 35 百万円、建物 20 百万円及びその他の有形固定資産 48 百万円であります。

用途	種類	場所	金額
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	37 百万円
稼働資産	営業用店舗	香川県内	18 百万円
遊休資産	所有土地	徳島県内	48 百万円

営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額 22 円 78 銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」及び「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,896	2,925	29
	その他	1,094	1,105	10
	小計	3,991	4,031	39
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	300	299	△0
	その他	1,000	891	△108
	小計	1,300	1,191	△108
合計		5,291	5,222	△69

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	273
関連法人等株式	—
合計	273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,635	4,764	871
	債券	119,715	117,266	2,449
	国債	86,447	84,629	1,817
	地方債	7,324	7,232	91
	短期社債	—	—	—
	社債	25,944	25,403	540
	その他	26,372	25,597	775
	小計	151,724	147,627	4,096
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,898	14,337	△2,438
	債券	68,112	68,425	△313
	国債	30,467	30,585	△117
	地方債	4,361	4,403	△41
	短期社債	—	—	—
	社債	33,283	33,436	△153
	その他	40,613	42,883	△2,270
	小計	120,624	125,646	△5,022
合計		272,348	273,274	△926

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

		貸借対照表計上額 (百万円)
株	式	4,261
そ	の	107
合	計	4,368

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

		売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株	式	474	22	593
債	券	306	6	—
国	債	—	—	—
地	方	—	—	—
短	期	—	—	—
社	債	306	6	—
そ	の	—	—	—
合	計	780	28	593

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、802 百万円（うち株式 794 百万円、その他 7 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上 50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	8,751	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 23 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 23 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	8,356 百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	606
有価証券評価損損金不算入額	665
その他有価証券評価差額金	387
税務上の繰越欠損金	2,850
その他	578
繰延税金資産小計	13,443
評価性引当額	△2,277
繰延税金資産合計	11,166
繰延税金負債	
退職給付関係	△225
その他	△1
繰延税金負債合計	△226
繰延税金資産の純額	10,940 百万円

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	26,205
資 金	運 用 収 益	23,223
貸 出	金 利 息	19,684
有 価 証 券	利 息 配 当 金	3,413
コ ー ル ロ ー ン	利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	87
預 け 金	利 息	10
そ の 他 の 受 入	利 息	27
役 務 取 引 等	収 益	2,398
そ の 他 業 務	収 益	222
そ の 他 経 常	収 益	360
経常	費 用	23,836
資 金	調 達 費 用	1,851
預 金	利 息	1,658
預 譲 渡 性 預 金	利 息	70
借 入 金	利 息	96
そ の 他 の 支 払	利 息	26
役 務 取 引 等	費 用	1,422
そ の 他 業 務	費 用	8
そ の 他 経 常	費 用	14,143
貸 倒 引 当 金	繰 入 額	2,497
そ の 他 の 経 常	費 用	3,912
経 特	利 益	2,368
	益	559
固 定 資 産 処 分	益	0
負 債 の 却 債 権 取 立	益	45
	益	513
特 別 損 失	164	
固 定 資 産 処 分	損 失	25
減 損	損 失	103
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	損 失	35
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,764	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	60	
法 人 税 等 調 整 額	871	
法 人 税 等 合 計	931	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	1,832	
少 数 株 主 利 益	46	
当 期 純 利 益	1,785	

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

株式会社徳銀ソフト

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

その他有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」が1,297百万円増加、「繰延税金資産」が524百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が772百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、10年国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されており、価格決定変数は10年国債の利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,361 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用 1,402 百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日付連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日)を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は 35 百万円減少しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 5 号平成 23 年 3 月 25 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,188 百万円、延滞債権額は 22,055 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 123 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,655 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 29,023 百万円であります。
なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,305 百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 18,390 百万円
担保資産に対応する債務
借入金 7,000 百万円
その他負債 50 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 27,759 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 295 百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,454 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 140,466 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第 2 条第 3 号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 3,001$ 百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 12,480 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 118 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 5,559 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 789 円 75 銭
14. 連結自己資本比率 9.11%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 2,128 百万円、株式等償却 805 百万円及び株式等売却損 593 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 103 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 35 百万円、建物 20 百万円及びその他の有形固定資産 48 百万円であります。

用途	種類	場所	金額
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	37 百万円
稼働資産	営業用店舗	香川県内	18 百万円
遊休資産	所有土地	徳島県内	48 百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額 23 円 14 銭
4. 連結包括利益計算書における包括利益の金額は 1,137 百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出金業務等の銀行業務を中心に各種金融サービスを提供しております。銀行業務を行うに当たっては、地域における持続的かつ安定的な金融仲介機能を発揮するため、必要な資金を地域の企業及び個人等から預金及び譲渡性預金により調達し、地域の企業及び個人等に対する貸出金により運用するとともに、一部は金融市場等では有価証券により運用しております。

当行グループが保有する貸出金、有価証券等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、主に地域の中小企業者に対する事業性貸出及び個人に対する消費性ローンであり、貸出先の倒産や債務不履行等による信用リスクに晒されており、有価証券は、主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動に伴う市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として地域の企業及び個人等からの預金であり、当行グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の輸出入予約のヘッジ取引を目的とした為替予約取引、及び貸出金の金利リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する諸規程・基準に基づき、営業推進部門から独立した与信管理部門において、適切な信用リスクの管理を行っております。また、信用リスクの管理の状況については、定期的に開催されるリスク管理委員会及びALM委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、信用リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、信用リスク管理の高度化を図るため行内格付制度を導入し、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング等に活用しております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場リスクの管理の状況については、定期的に開催されるリスク管理委員会及びALM委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、市場リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

有価証券運用部門では市場運用部門（フロント・オフィス）、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）及び事務管理部門（バック・オフィス）を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場動向・損益状況については月次でリスク管理委員会及びALM委員会等へ報告し、損失拡大時や市況変動の激しい時等については、随時にリスク管理委員会及びALM委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」及び「デリバティブ取引」であります。これらのうちの大部分を保有する当行においては、市場リスクのVaRを算定しております。当行では、算定したVaRがリスク限度枠の範囲内となるように適切にコントロールしながら収益確保に努めております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。平成23年3月31日（当期の連結決算日）現在における市場リスク量は、10,287百万円であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な流動性リスクの管理を行っております。また、流動性リスクの管理の状況については、定期的に開催されるリスク管理委員会及びALM委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、流動性リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、資金繰り担当部門は、安定した資金繰り運用に努めるとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど日々状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	62,287	62,287	0
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	105	105	—
(4) 金銭の信託	8,751	8,751	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,291	5,222	△69
その他有価証券	272,571	272,571	—
(6) 貸出金	876,309		
貸倒引当金 (*1)	△15,961		
	860,347	865,827	5,479
資産計	1,209,354	1,214,765	5,410
(1) 預金	1,136,852	1,137,943	1,090
(2) 譲渡性預金	29,395	29,404	9
(3) 借入金	10,254	10,387	132
負債計	1,176,503	1,177,735	1,232
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(46)	(46)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(38)	(38)	—
デリバティブ取引計	(85)	(85)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

新規に同様のコールローン取引を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 商品有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」が 1,297 百万円増加、「繰延税金資産」が 524 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が 772 百万円増加しております。なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、10 年国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されており、価格決定変数は 10 年国債の利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、取引金融機関から提示された価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式 (*1) (*2)	6,133
②組合出資金 (*3)	107
合 計	6,241

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について 11 百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	2,896	2,925	29
	そ の 他	1,094	1,105	10
	小 計	3,991	4,031	39
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	300	299	△0
	そ の 他	1,000	891	△108
	小 計	1,300	1,191	△108
合 計		5,291	5,222	△69

3. その他有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,806	4,892	914
	債 券	119,715	117,266	2,449
	国 債	86,447	84,629	1,817
	地 方 債	7,324	7,232	91
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	25,944	25,403	540
	そ の 他	26,372	25,597	775
	小 計	151,895	147,755	4,139
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	11,898	14,337	△2,438
	債 券	68,164	68,478	△313
	国 債	30,467	30,585	△117
	地 方 債	4,361	4,403	△41
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	33,335	33,489	△153
	そ の 他	40,613	42,883	△2,270
	小 計	120,676	125,699	△5,022
合 計		272,571	273,454	△883

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	474	22	593
債 券	306	6	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	306	6	—
そ の 他	—	—	—
合 計	780	28	593

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、802百万円（うち株式794百万円、その他7百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	8,751	－

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

以 上